

—溶接部の許容応力度の基準強度の指定値—

開先付き異形棒鋼「New J-BAR」の大臣認定（認定番号 MSRB-0058）に係る性能評価申請図書に於ける「指定する数値」の抜粋と共に、認定取得時の確認事項および補足（※参照）を下記に示します。

記

1. 指定する数値

1.1 鋼材の許容応力度の基準強度

鋼材の許容応力度の基準強度は、表 1 の数値とする。

表 1 鋼材の許容応力度の基準強度

鋼材等の種類	基準強度 (N/mm ²)
開先付き異形棒鋼 (New J-BAR)	390

1.2 溶接部の許容応力度の基準強度

溶接部の許容応力度の基準強度は、表 2 の数値とする。

表 2 溶接部の許容応力度の基準強度

鋼材等の種類	基準強度 (N/mm ²)
開先付き異棒鋼 (New J-BAR)	390

※告示に示されていない 570 級などの高強度鋼材に溶接する場合においては、表 2 に定めるもののほか、接合される鋼材の基準強度のうち小さい値となる数値とする。

1.3 鋼材の材料強度の基準強度

鋼材の材料強度の基準強度は、表 5 の数値の 1.1 倍以下とする。

1.4 溶接部の材料強度の基準強度

溶接部の材料強度の基準強度は、表 6 の数値の 1.1 倍以下とする。

以上